



宇部市体育施設及び都市公園指定管理者 募集要項

体育施設（宇部地域）・都市公園

令和 7 年 9 月

宇部市観光スポーツ文化部スポーツ振興課
/宇部市都市政策部公園緑地課

目 次

1	施設の管理運営についての基本的な考え方	1
2	管理対象施設及び施設の概要	1
3	指定予定期間	2
4	指定管理者が行う業務の範囲	2
5	指定管理者に係る権限	4
6	人員の配置等	4
7	指定管理料	4
8	指定管理料以外の収入	5
9	必要経費の負担	5
10	指定管理者の利益に関する取り扱い	5
11	経理及び管理口座	6
12	応募資格	6
13	選定方法	7
14	審査基準等	7
15	提出書類	8
16	募集選定委員会に関するスケジュール等	9
17	その他	10
18	添付書類及び様式	11

問 合 せ 先

(体育施設に関すること)

〒755-8601

宇部市常盤町一丁目7番1号

宇部市観光スポーツ文化部

スポーツ振興課

電話 0836-34-8614

FAX 0836-22-6083

e-mail sports@city.ube.yamaguchi.jp

(都市公園に関すること)

〒755-8601

宇部市常盤町一丁目7番1号

宇部市都市政策部

公園緑地課

電話 0836-34-8442

FAX 0836-22-6050

e-mail kouen@city.ube.yamaguchi.jp

本市では、体育施設及び一部の都市公園について、利用者サービスの向上と経費の節減を図るため、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。)第244条の2第3項、宇部市体育施設条例(平成17年条例第37号。以下「体育施設条例」という。)及び宇部市都市公園条例(昭和33年条例第6号。以下「都市公園条例」という。)に基づき、指定管理者による管理運営を行っています。

指定管理者の指定を受けようとする団体を次のとおり募集します。

1 施設の管理運営についての基本的な考え方

本市では、令和4年3月に策定した「第2次宇部市スポーツ推進計画」において、年齢や性別、障害の有無等に関わらず、全ての市民が、自分の体力、興味、目的に応じてスポーツに親しむことができ、また、スポーツを通して子どもたちの健全育成を図るとともに、共生社会の実現につながる活力ある地域づくりを進めることで、宇部市全体が元気になることを目指しています。基本理念に掲げる「誰もがスポーツを楽しむことができる笑顔でつながるまち・宇部市」の実現に向けて、市民の「だれもが、いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツに親しむことができるよう各種施策を展開しています。

また、都市公園においては、市民の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園として整備し、それぞれその利用目的に応じて市民が容易に利用することができるよう設置しているものです。

指定管理者には、これらを十分ご理解の上、行政の代行者として体育施設及び都市公園の一体的な管理を適正かつ公正に行っていただくとともに、各施設の特性を踏まえ、創意工夫を活かして経費節減を図りながら、市民がより安全かつ快適に利用できるように施設運営をお願いするものです。

2 管理対象施設及び施設の概要

(1) 体育施設に関するもの

① 管理対象施設(以下「指定体育施設」という。)

西部体育館
武道館
東岐波体育広場
東部体育広場
厚南体育広場
黒石体育広場
中央公園テニスコート
中央公園弓道場
中央公園アーチェリー場
常盤公園多目的広場
常盤公園サッカー場
サンライフ宇部

パルセンター宇部

② 施設の概要

別紙「施設の概要(指定体育施設)」のとおりです。

(2) 都市公園に関するもの

① 管理対象施設(以下「指定公園」という。)

中央公園

② 施設の概要

別紙「施設の概要(指定公園)」のとおりです。

※上記施設を一括して管理運営していただくことになります。

3 指定予定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで(5年間)

※ 指定管理者の指定については、市議会の議決による手続きを経る必要があります。

※ 指定期間内であっても自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。

4 指定管理者が行う業務の範囲(※詳細は業務仕様書参照)

(1) 指定体育施設に関するもの

① 指定体育施設の利用に係る許可及び申込みの受理に関すること

ア 指定体育施設の利用・予約の受付

イ 予約システムによる利用予約の受付

ウ 指定体育施設の利用調整

エ 指定体育施設の利用の申請・申込みの受理及び許可(許可の取消を含む)

オ その他指定体育施設の利用に係る許可及び申込みの受理に関する業務

② 指定体育施設に係る料金の徴収に関すること

ア 指定体育施設の利用料金の徴収(還付を含む)

イ 指定体育施設の利用料金の減免

ウ その他指定体育施設に係る料金の徴収に関する業務

③ 指定体育施設の維持管理に関すること

ア 施設保守管理業務

イ 設備機器管理業務

ウ 修繕業務

エ 清掃業務

オ 物品管理業務

カ 保安警備業務

キ 外構・植栽管理業務

ク 環境衛生管理業務

- ケ 廃棄物処理業務
- コ その他指定体育施設の維持管理に関する業務
- ④ その他指定体育施設の管理及び運営に関すること
 - ア 指定体育施設等に関する受付、利用案内、禁止事項の案内
 - イ 器具等貸出業務
 - ウ 情報提供
 - エ 利用者に対する助言、指導及び相談
 - オ 急病等・緊急時の対応
 - カ 災害時の対応
 - キ 遺失物・拾得物の処置・保管業務
 - ク 苦情・要望に対する対応と取次ぎ
 - ケ スポーツ教室業務(以下「指定スポーツ教室」という。)
 - コ その他施設の管理及び運営に関する事務のうち市長の専属的権限に属するものを除く業務

(2) 指定公園に関するもの

- ① 指定公園の利用に係る料金の徴収に関すること
 - ア 指定公園の利用料金の徴収(還付を含む)
 - イ 指定公園の利用料金の減免
- ② 指定公園の維持管理に関すること
 - ア 清掃等業務
 - イ 樹木剪定等業務
 - ウ 公園施設の日常点検業務
 - エ その他指定公園の維持管理に関する業務
- ③ 指定公園に係る都市公園条例第3条1項及び第3項の許可に関すること
 - ア 行商、募金その他これらに類する行為に対する許可
 - イ 業として写真又は映画を撮影することに対する許可
 - ウ 興業を行うことに対する許可
 - エ 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用することに対する許可
- ④ その他指定公園の管理及び運営に関する事務のうち市長の専属的権限に属するものを除く業務

(3) その他

① 自主事業の実施

施設の設置目的等を損なわない範囲で、指定体育施設を活用し、スポーツ教室事業(指定スポーツ教室(※別紙仕様書 17, 18 ページ参照)以外)の実施など指定管理者の負担において主体的にサービスを提供していただくことができます。ただし、実施にあたっては、事前に市の承認を得ることが必要です。

なお、施設内の空きスペースを利用した物販事業等(自動販売機、売店等。ただし、自動販

売機については、現設置台数を上回る数の設置はできません。)は、行政財産の目的外使用(地方自治法第238条の4第7項)となることから、市への許可申請及び宇部市行政財産使用料徴収条例の規定に基づく使用料の納付が必要となります。

②施設・設備の改修・整備

施設の設置目的等を損なわない範囲で、指定管理者の負担において施設・設備の一部変更、改修、整備をしていただくことができます。ただし、実施にあたっては、事前に市の承認を得る必要があります。また、指定管理期間終了時に指定管理者の負担により原状回復することを原則とします。

5 指定管理者に係る権限

- (1) 指定体育施設の利用許可及び利用の制限
- (2) 指定体育施設の利用の許可の取り消し、利用の停止、許可条件の変更

6 人員の配置等

指定管理業務全体を総括して管理する総括責任者を配置するほか、業務仕様書等に基づき、業務を遂行するために必要な人員を配置してください。

西部体育館、サンライフ宇部、パルセンター宇部には、事務室を置き、それぞれ所長を配置してください。

7 指定管理料

指定管理者に対し、市が支払う5年間の指定管理料の額は、下記の金額を上限とし、提出された収支予算書の提案額に基づき、市と指定管理者の間で締結する基本協定又は年度協定で定める額とします。

- (1) 令和8年4月1日から令和13年3月31日(5年間)までの指定管理料上限額

指定管理料の額(全体)(消費税及び地方消費税の額を含む)	416,054千円
指定管理料の額(体育施設)(消費税及び地方消費税の額を含む)	395,379千円
指定管理料の額(都市公園)(消費税及び地方消費税の額を含む)	20,675千円

※1 指定期間中に一定以上の賃金水準及び物価水準変動が見られた場合は指定管理料スライド制度により、指定管理料の増減を行います。

なお、指定管理料スライド制度の詳細については、「宇部市指定管理者制度における指定管理料スライド制度運用の手引き」を参照してください。

※2 指定管理者の責めに帰すべき事由により適正な管理運営が困難となった場合や指定管理者が提出した事業計画を達成できない場合において、管理運営経費が減少したときは、市に還元するものとし、還元方法については市と協議の上、決定するものとします。

8 指定管理料以外の収入

(1) 利用料金収入

利用料金は、体育施設条例及び都市公園条例に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を受けて定めるものとし、当該利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとします。

※ 公共施設の利用料金改定に伴う指定管理料の調整

指定管理期間中に、条例で利用料金を改定した場合、その改定率に基づき、前年度実績を踏まえて、下記の計算式により調整額を算定し、年度協定等で指定管理料を調整するものとします。調整を開始する年度は、利用料金改定を実施した翌年度からとし、毎年の年度協定等で調整するものとします。

$$\text{調整額} = \text{改定前の利用料金実績(年額)} \times \text{利用料金の増減率(実績)}$$

ただし、「改定後の利用料金実績」が、改定前を下回った場合は、指定管理料の調整は行いません。また、「利用料金の増減率(実績)」が「利用料金改定率」を上回る場合は、「利用料金改定率」により調整額を算定するものとします。

(2) 指定管理者が実施する自主事業の収入

自主事業として実施するスポーツ教室等及びその他の事業に関する収入は、指定管理者の収入とします。

9 必要経費の負担

指定管理者が負担する経費は、人件費、光熱水費、通信料、施設・設備の保守点検費、清掃業務費、施設賠償保険等の保険料、施設・物品の小修繕費(原則1件50万円未満のもの)、植栽の維持管理費、消耗品費、指定スポーツ教室事業費その他指定管理業務に必要なすべての経費とします。

指定管理者の業務のうち、自主事業の実施及び施設・設備の改修・整備に係る経費については、指定管理者の負担となりますが、当該事業に係る収支が明確となるよう会計処理をしてください。

10 指定管理者の利益に関する取り扱い

毎年度の事業報告書において、収支決算に係る損益計算の結果、利益が生じた場合、当該利益については、下記のとおり取り扱います。

※ 本要項中「7 指定管理料」「8 指定管理料以外の収入」に規定する還元分を考慮して損益計算を行うこととします。

(1) 収支決算に係る損益計算の結果、利益が生じたときは、指定管理者に帰属します。ただし、次に掲げる場合により生じた利益と認められるときは、市と協議の上、市に当該利益の全部又は一部を還元するものとします。

①事業計画等に規定する業務を実施しなかった場合

②サービス水準を低下させるおそれがあると認められる実施体制の変更等を行った場合

③その他指定管理者の自己努力による利益と認められない場合

(2) 市に還元すべき利益については、協議により、次に掲げるいずれかの方法により還元するも

のとします。

- ①体育施設の利用促進のための事業、施設改善等の実施
- ②当該事業年度又は翌年度の指定管理料の減額
- ③市への納付

11 経理及び管理口座

指定管理者の業務に係る経費及び収入は、他の業務に係るものと区別して経理するとともに、専用の口座で管理するものとします。

12 応募資格

- (1) ① 法人等の団体(以下「法人等」という。)であること。
(法人格の有無は、問いません。)
- ② 適正に業務を遂行できる複数の団体のグループ(以下「共同事業体」という。)で応募することができます。
なお、共同事業体で応募する場合は、「15 提出書類(9)」に掲げる書類を提出することとします。
ア 共同事業体を構成する団体の数は2以上とし、その中から代表団体を定めてください。
(他の団体は構成団体とします。)
- イ 代表団体、構成団体とも、下記(2)の制限の対象となります。
- ウ 申請書は代表団体が提出してください。
- ③ 単独で応募する団体は、共同事業体として応募することはできません。また、同時に複数の共同事業体として応募することもできません。
- (2) 法人等又はその代表者が、次に該当しないこと。
 - ① 法律行為を行う能力を有しない者
 - ② 破産者で復権を得ない者
 - ③ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項(同項を準用する場合を含む。)の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されている者
 - ④ 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
 - ⑤ 地方自治法第92条の2、第142条(同条を準用する場合を含む。)又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者
 - ⑥ 本市における指定管理者の指定の手続きにおいて、その公正な手続きを妨げた者、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ⑦ 国税、県税、市税を滞納している者
 - ⑧ 役員等(応募しようとする者が法人であるときはその役員又はその支店若しくは常時業務等の契約を締結する事務所の代表者をいい、応募しようとする者が複数の者から構成されるときは当該構成される個人、団体の代表者又は法人の当該役員若しくは代表者をいう。第10号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力

団員」という。)であると認められるとき。

⑨ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

⑩ 役員等が暴力団若しくは暴力団員に対し資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(3) 法人等の人員の数、資産の額その他の経営の規模及び能力があること。

(4) 宇部市内に事務所の拠点を置いている、又は置こうとする法人等であること。

(5) 施設管理業務及び体育事業の経験知識が豊富な法人等であること。

(6) 暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にない法人等であること。

13 選定方法

指定管理者の選定にあたっては、市関係職員のほか外部の有識者等を含めた選定委員会を設置し、申請の内容を当該選定委員会において、「14 審査基準等」に掲げる主な審査項目に沿って総合的に審査し、候補者を選定します。

なお、指定管理者の指定を受けた共同事業体に以下のような変更があった場合は、変更後の業務執行体制が変更前と同等の業務を行うことができるかについて、再度、選定委員会において審査することとします。その場合、変更後の団体について、再度議会の議決を受ける必要がある場合があります。

(1) 共同事業体を構成する団体の数の増減

(2) 共同事業体が一の法人となった場合

(3) 共同事業体を構成する法人格のない団体が、法人格を取得した場合など

また、選定委員会は、選定した法人等を指定管理者に指定することが不可能となり、又は著しく不適当と認められる事情が生じた場合に、既に申請を行った他の法人等の中に指定管理者として適当な法人等があれば、その法人等を新たに候補者とすることができます。

14 審査基準等

	審査基準	審査項目	配点
I	住民の平等な利用を確保することができるものであること	・施設の基本的な運営方針 ・施設の平等な利用の確保 ・個人情報の保護措置	12
II	事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであること	・利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果 ・利用者のサービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果 ・施設の維持管理の内容及び実現可能性	27

Ⅲ	事業計画書の内容が、施設の管理に係る経費の削減を図るものであること	・施設の管理運営に係る経費の内容	22
Ⅳ	事業計画書に沿った施設の管理を安定して行う能力を有するものであること	・収支計画の内容及び実現可能性 ・安定した運営が可能となる人的能力 ・安定した運営が可能となる物的能力 ・類似施設の運営実績	27
Ⅴ	その他施設の設置目的達成するために必要な事項	・地元への貢献 ・環境への配慮	12
			100

※ 現在の指定管理者が引き続き応募したときは、外部評価委員会による実績評価の結果に応じて、上記配点基準に加点・減点をする。

15 提出書類

次の書類について原本1部、コピー7部を提出してください。

- (1) 指定管理者指定申請書
- (2) 指定を受けるに当たっての事業計画書及び収支予算書
- (3) 法人等の定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (4) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
- (5) 直近3事業年度の事業報告書又はこれらに類する書類
- (6) 直近3事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類
- (7) 国税、県税、市税を滞納していないことを証明する納税証明書等
- (8) 誓約書
- (9) 共同事業体の場合は、共同事業体結成届出書、共同事業体協定書及び委任状等のほか、施設の管理運営業務の執行に当たり、当該共同事業体における組織体制及び業務分担等を明らかにした書類

16 募集選定委員会に関するスケジュール等

(1) 募集要項の配布

配布期間	令和7年9月29日(月)～令和7年10月31日(金) 午前8時30分から午後5時まで ※土曜日、日曜日及び祝日は除きます。
配布場所	宇部市観光スポーツ文化部スポーツ振興課 ※市ウェブサイトからもダウンロードできます。

(2) 応募説明会の実施

応募説明会を次により開催します。

日 時	令和7年10月8日(水) 午前9時30分から
場 所	宇部市役所 本庁舎 市民交流棟 会議室 A

※ 参加を希望される法人等は、令和7年10月6日(月)午後5時までに応募説明会参加申込書(市ウェブサイトより、ダウンロードできます。)を電子メールにより宇部市観光スポーツ文化部スポーツ振興課に提出してください。

※ 説明会に参加される方は、1団体2名までとさせていただきます。

(3) 申請書の提出期間及び提出先

提出期間	令和7年10月27日(月)～令和7年10月31日(金) 午前9時00分から午後4時30分まで ※土曜日、日曜日及び祝日は除きます。 ※郵送の場合、書留郵便により最終日の午後4時30分までに必着のこと。 ※電子メール、FAXでの提出は受け付けません。
提出先	宇部市観光スポーツ文化部スポーツ振興課 〒755-8601 宇部市常盤町一丁目7番1号

(4) 募集に関する質問等

受付期間	令和7年10月9日(木)～令和7年10月16日(木)
受付方法	質問票に記入の上、宇部市観光スポーツ文化部スポーツ振興課まで提出してください。なお、郵便、FAX及び電子メールでの提出も受け付けます。
回答方法	受け付けた質問については、市ウェブサイトで随時回答します。

(5) 選定委員会が行うヒアリングの実施

ヒアリングが必要な場合は、受付期間満了後に、開催日時及び場所を申請者に通知します。

(6) 選定結果の通知

(7) 指定管理者の指定及び協定の締結

候補者は、議会の議決を経て指定管理者と指定された後、体育施設及び都市公園の管理に係る細目的事項、指定管理料に関する事項等を具体的に定めるため、以下の事項について指定管理者と協定書を締結することとします。

① 指定管理者の指定の期間に関する事項

- ② 施設の利用の許可(許可の取消しを含む。)に関する事項
- ③ 利用料金に関する事項
- ④ 利用料金の減免に関する事項
- ⑤ 施設の管理に係る業務(以下「業務」という。)の実施に関する事項
- ⑥ 市が支払うべき経費に関する事項
- ⑦ 施設内の器具その他の物件の所有権の帰属及び管理に関する事項
- ⑧ 業務の実施に伴い保有する個人情報の保護に関する事項
- ⑨ 指定管理者の指定の取消し及び業務の停止に関する事項
- ⑩ 損害賠償に関する事項
- ⑪ その他市長が必要と認める事項

※ 指定管理者と締結する協定は、可能な限り基本協定において定めるものとし、毎年度の事業実施に係る事項その他基本協定で定められていない事項については、年度協定で定めることとします。

17 その他

(1) 申請書等の変更の禁止

提出された申請書等の内容は、変更することはできません。

(2) 無効又は失格

以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがあります。

- ① 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守れなかったとき。
- ② 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
- ③ 虚偽の内容が記載されているとき。
- ④ その他審査を行うことについて不適当と選定委員会が認めたとき。

(3) 申請書等の取扱い

提出された申請書等の書類は、返却しません。また、応募に当たって市へ提出された文書、資料その他の書類は、市の「公文書」となるため、応募者の権利その他正当な利益を害するものの等の非公開情報を除き、宇部市情報公開条例(平成12年条例第3号)の規定による公開の対象となります。

(4) 申請に要する費用の負担

申請に要する費用は、すべて申請者の負担とします。

(5) 申請の辞退について

申請を辞退するときは、辞退届(任意様式)を提出してください。

18 添付書類及び様式(市ウェブサイトからダウンロードできます。)

募集関係書類	
A	宇部市体育施設(宇部地域)及び都市公園指定管理者募集要項
B	施設の概要(指定体育施設)
C	施設の概要(指定都市公園)
D	業務仕様書
E	体育施設の使用状況(令和3年度から令和6年度まで)
F	体育施設及び都市公園収入実績額(令和3年度から令和6年度まで)
G	体育施設及び都市公園支出実績額(令和3年度から令和6年度まで)
H	令和7年度行政財産使用許可一覧

申請書類等	
ア	指定管理者指定申請書
イ	事業計画書
ウ	収支予算書
エ	指定管理者指定申請に係る誓約書
オ	応募説明会参加申込書
カ	宇部市体育施設及び都市公園指定管理者募集内容等に関する質問票
キ	共同事業体結成届出書
ク	体育施設指定管理実績報告書